

議案第 39 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日限り田布施・平生水道企業団を脱退させ、並びに令和 7 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組合同規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 6 号に規定する事務を共同処理する団体に下関市を加え、同条第 8 号に規定する事務を共同処理する団体に柳井地域広域水道企業団を加え、及び同条第 9 号に規定する事務を共同処理する団体に山口市を加え、並びにこれに伴い同組合同規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山口県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

山口県市町総合事務組合同規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第 2 の 6 の項中「宇部市」を「下関市（別表第 3 に規定する非常勤の職員に限る。）、宇部市」に改め、「、田布施・平生水道企業団」を削り、同表の 8 の項中「周南東部環境施設組合」の次に「、柳井地域広域水道企業団（別表第 4 に規定する事務に限る。）」を加え、同表の 9 の項中「萩市」を「山口市、萩市」に改め、同表の 11 の項中「、田布施・平生水道企業団」を削る。

別表第 3 中

「

団 体	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定す

	る会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員
--	---

」を

「

団 体	対象とする非常勤の職員
下関市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員

」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 第3条第8号に規定する事務のうち対象とする事務(第3条関係)

団 体	対象とする事務
柳井地域広域 水道企業団	地方公務員法第3章第6節の2に規定する退職管理に関する事務

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

山口県市町総合事務組合同規約新旧対照表

新		旧	
別表第1 組合を組織する地方公共団体（第2条関係）		別表第1 組合を組織する地方公共団体（第2条関係）	
山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合		山口県内の全市町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、 <u>田布施・平生水道企業団</u> 、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合	
別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体（第3条関係）		別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 (略)	(略)	1 (略)	(略)
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)
3 (略)	(略)	3 (略)	(略)
4 (略)	(略)	4 (略)	(略)
5 (略)	(略)	5 (略)	(略)

<p>6 第3条第6号 に規定する事務</p>	<p>下関市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、宇部市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、山口市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>6 第3条第6号 に規定する事務</p>	<p>宇部市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、山口市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市（別表第3に規定する非常勤の職員に限る。）、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、田布施・平生水道企業団、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、岩国地区消防組合、周南東部環境施設組合、柳井地域広域水道企業団、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合</p>
<p>7 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>7 (略)</p>	<p>(略)</p>

8 第3条第8号 に規定する事務	宇部市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、周南東部環境施設組合、 <u>柳井地域広域水道企業団（別表第4に規定する事務に限る。）</u> 、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合	8 第3条第8号 に規定する事務	宇部市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、周南地区福祉施設組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地区衛生施設組合、柳井地区広域消防組合、光地区消防組合、周南東部環境施設組合、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・山陽小野田消防組合
9 第3条第9号 に規定する事務	山口市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	9 第3条第9号 に規定する事務	萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
10 (略)	(略)	10 (略)	(略)

1 1 第3条第 1 1号に規定す る事務	山口県内の全市町、周南地区福祉施設組 合、玖珂地方老人福祉施設組合、周東環 境衛生組合、熊南総合事務組合、周南地 区衛生施設組合、柳井地区広域消防組 合、光地区消防組合、岩国地区消防組 合、周南東部環境施設組合、柳井地域広 域水道企業団、山口県市町総合事務組 合、萩・長門清掃一部事務組合、宇部・ 山陽小野田消防組合
-----------------------------	--

別表第3 第3条第6号に規定する事務の対象とする非常勤の
職員（第3条関係）

団 体	対象とする非常勤の職員
下関市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計 年度任用職員
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項に規定する 会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用さ れた嘱託職員
山口市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計 年度任用職員
山陽小 野田市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計 年度任用職員

1 1 第3条第 1 1号に規定す る事務	山口県内の全市町、周南地区福祉施設 組合、玖珂地方老人福祉施設組合、周 東環境衛生組合、 <u>田布施・平生水道企 業団</u> 、熊南総合事務組合、周南地区衛 生施設組合、柳井地区広域消防組合、 光地区消防組合、岩国地区消防組合、 周南東部環境施設組合、柳井地域広域 水道企業団、山口県市町総合事務組 合、萩・長門清掃一部事務組合、宇 部・山陽小野田消防組合
-----------------------------	--

別表第3 第3条第6号に規定する事務の対象とする非常勤の
職員（第3条関係）

団 体	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項に規定する 会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用さ れた嘱託職員
山口市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計 年度任用職員
山陽小 野田市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計 年度任用職員

別表第4 第3条第8号に規定する事務のうち対象とする事務
(第3条関係)

団 体	対象とする事務
柳井地域広域 水道企業団	地方公務員法第3章第6節の2に規定する 退職管理に関する事務